

(一社) 香冷協 平成 30 年 行事計画表 (2018・3・16 改正)

- 【 】～司会 役員会の司会及び以下の業務を果たす。 (一社) 香川県冷凍空調設備工業協会
- ・役員会の当日の準備(配布ファイルの作成、役員会後の後片付け)
 - ・決めたことの再確認(何を・誰が・何時までに・どのようにするのか)(前回の会議で決めたことが実行されているか)
 - ・次回の議題の確認
- []～書記 役員会の議事録作成及び以下の業務を果たす。
- ・役員会の議事録の作成(議事録を3日以内に作成し、会長確認後速やかに役員全員にメールか FAX する。)
 - ・原則、次回役員会前の週の木曜日迄に、議題を作成して開催案内を流す。(役員は議題を書記に連絡する)
 - ・前回の議事録を事務所のファイルに綴じこむ。

* 役員会に出席出来なければ、宿題を司会に託す。司会・書記が欠席の場合は各自で代理者を依頼する。
 (司会書記が変わっても、それ以後の会議に於いては下表の担当者名は変えない) : 香冷協役員会

年度	月 日	行 事 内 容	担 当 者	
平成 29 年	1 2 月 1 1 日 (月)	役員会 (15:00)		
平成 30 年	1 月 1 5 日 (月)	役員会 名詞交換会、新年会	【宮本】【岩崎】	
	1 月 20、21 日	技能士座学講習会 ダイヤにて	岩崎、石橋、木田	
	2 月 6 日 (火)	技能士実技講習会準備 職業能力にて	井川、宮本	
	2 月 7 日 (水)	技能士、ろう付講習会 職業能力	大前岩崎石橋宮本井川四	
	2 月 1 3 日 (月)	役員会 (15:00)	【原下】【山地】	
	2 月 1 6 日 (金)	技能士 実技試験準備 (15:00 集合)	岩崎、永原、石橋、四角	
	2 月 1 8 日 (日)	技能士 実技試験 (08:00 集合)	岩崎永原石橋木田四角	
	3 月 7 日 (水)	日設連 環境委員会	岩崎 (東京)	
	3 月 1 2 日 (月)	役員会 (15:00) 『理事会 15:00』	【山地】【萩野】	
	3 月 2 2 日 (木)	日設連 第 18 回理事会	岩崎 (東京)	
	4 月 9 日 (月)	役員会 (15:00)	【萩野】【木村】	
	4 月 1 4 日 (土)	ゴルフコンペ (場所) 鮎滝カントリー	永原	予定
	4 月 1 4 日 (土)	フロン取扱技術者講師の講習会 大阪	岩崎、石橋、木田、山地	
	4 月 2 0 日 (金)	日設連 環境委員会	岩崎 (東京)	
	4 月 2 1 日 (土)	第 1,2 種フロン取り扱い技術者講習会 職業能力	岩崎、石橋、木田、松岡	
	4 月 2 5 日 (水)	坂出火力発電所見学	山地	
	5 月 1 4 日 (月)	役員会 (15:00)	【木村】【宮本】	
	5 月 1 7 日 (木)	日設連 第 19 回理事会	岩崎 (東京)	
	6 月 8 日 (金)	日設連 43 回総会 宮本氏を功労賞に推薦する	岩崎 (東京)	
	6 月 1 1 日 (月)	役員会 (15:00)	【宮本】【佐藤】	
	7 月 0 9 日 (月)	役員会 (15:00)	【佐藤】【四角】	
	8 月 2 0 日 (月)	役員会 (15:00)	【四角】【田岡】	
	9 月 1 0 日 (月)	役員会 (15:00)	【田岡】【三宅】	
	1 0 月 6 日 (土)	フロン取扱技術者更新講習会 場所未定	岩崎、石橋、木田、松岡	
	1 0 月 1 5 日 (月)	役員会 (15:00) 『理事会 15:00』	【三宅】【石橋】	
	日時不明	建築設備展	技 術	予定
	1 0 月 2 2 日 (月)	総会前 臨時役員会 (15:00)	【石橋】【永原】	予定
	1 0 月 2 5 日 (木)	第 49 回 香冷協総会 キャンペ	総務(小島、四角、山地)	
	1 1 月 1 2 日 (月)	役員会 (15:00)	永原(河野さん、宮本)	
	1 1 月 2 2 日 (木)	日設連 第 20 回理事会	【永原】【木田】	
	1 1 月 1 7 日 (土)	ゴルフコンペ (場所) 鮎滝カントリー	永原	予定
	1 2 月初旬	高圧ガス保安管理者講習 大阪	山地	
	1 2 月 1 0 日 (月)	役員会 (15:00)	【木田】【原下】	
	日時不明	高松市: ストップ地球温暖化防止展示会		予定
平成 31 年	1 月 1 5 日 (月)	役員会 (15:00)	【原下】【山地】	
	2 月 1 2 日 (火)	役員会 (15:00)	【山地】【萩野】	
	3 月 1 1 日 (月)	役員会 (15:00)	【萩野】【木村】	

※各役員は各自の(手帳・計画表)に役員会の日程を記入し、忘れず会議に出席をすること。

※役員は会員の付託義務を果たすこと、会の運営は役員各位の義務であり、義務を果たさなければ会は成り立たない。